

犬や猫，捨てる前に 保健所へご相談ください

動物を捨てることは犯罪であり，罰則（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）もあります。

飼い犬や飼い猫について，困っていませんか。



保健所で，里親探し等の手伝いができるかもしれません。

ひとりで悩まず，**まずは保健所へご相談ください。**

西之表保健所 衛生環境係
0997-22-0032

～ 裏面もご確認ください ～

飼い猫の不妊去勢手術 をしましょう

現在種子島内では、ボランティアの方々の協力の下、野良猫の不妊去勢手術が進んでいます。

しかし、飼い猫を手術せずに、外に出す飼い主の方も多くいる状況です。そうした猫も、野良猫のような外猫を増やす原因となります。

外で猫が増えてしまうと、糞尿被害等により地域の方々が迷惑する可能性があります。

1頭のメス猫が・・・1年後には 20頭以上・・・2年後には 80頭以上・・・3年後には 2000頭以上に！



そういったことにならないよう、ご自分の飼い猫についても、不妊去勢手術をしましょう。

手術を希望される方は、島内の動物病院へお問い合わせください。

西之表保健所 衛生環境係
0997-22-0032

～ 裏面もご確認ください ～